

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条文 目次

一	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（第一条関係）	1
二	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）（第二条関係）	54
三	検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）（第三条関係）	55
四	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第十三条関係）	59
五	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（附則第十四条関係）	61
六	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（附則第十五条関係）	62
七	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（附則第十六条関係）	64
八	保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法（昭和三十九年法律第百五十五号）（附則第十七条関係）	65
九	構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（附則第十九条関係）	67
十	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）（附則第二十条関係）	69
十一	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（附則第二十二条関係）	70

十二 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第

号）（附則第二十三条関係）

・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
71